

**令和8年4月から令和9年3月まで
学校給食費を無償化（全額補助）いたします。**

昨今、生活必需品を中心に物価高騰が続いております。本市では、保護者の経済的負担を軽減し、多様な食材を使用する中で十分な栄養量、栄養価のある学校給食を提供することを目的として、引き続き令和8年4月から令和9年3月まで学校給食費の無償化（全額補助）を実施いたします。

| 学校区分 | 学校給食費（令和8年4月から令和9年3月まで） | | | |
|------|-------------------------|--------------|-----------|--------|
| | 単価 | 国・県からの補助額 | 市補助額 | 保護者負担額 |
| 小学校 | 1食 330円 月額 5,610円 | 月額 5,200円 ※1 | 月額 410円 | 0円 |
| 中学校 | 1食 400円 月額 6,400円 | 無し | 月額 6,400円 | 0円 |

※1 国・県からの補助額は、国の令和8年度予算が決定した場合の補助額です。

期 間 令和8年4月から令和9年3月まで

対 象 中間市立小中学校に在学する児童生徒 ※2

手続き 不要

変更点 中学校の給食回数に変更があるため学校給食費（中学校分）の月額を6,800円から6,400円に変更します。

理由

- ①：各学校の終業式前日まで中学校は給食を提供していましたが、給食終了日を小学校と合わせます。
- ②：各学期の中間期末試験最終日は部活動が行われていないため、試験終了後は下校とし、給食の提供はありません。

※2 生活保護の受給により、保護者負担のない世帯の児童生徒は本補助ではなく、生活保護法の教育扶助にて給食費が支給されます。他の校納金と同様に、各学校への納金をお願いいたします。

（制度に関するお問い合わせ） 中間市教育委員会教育総務課保健給食係
TEL：093-246-6221（直通）

（毎月の校納金についてのお問い合わせ） 各小・中学校へ